

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-4 (2. 2.18)	福祉保健	<p>統合型リゾート施設整備方針の撤回等を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>平成28年12月15日の未明、わずか約6時間の衆議院本会議の審議で、様々な問題をはらむカジノを認め、刑法で禁じられる賭博の例外扱いにしようとする、特定複合観光施設区域の整備に関する法律案、いわゆる統合型リゾート整備推進法案が、自民党、公明党、日本維新の会等の賛成多数で可決された。</p> <p>与党・公明党は、党議拘束を外して自主投票にしており、与党の中でも反対者がいた。</p> <p>カジノの合法化には、多くの課題が指摘されている。反社会的勢力の関与や、ギャンブル依存症者による自殺の増加、青少年への悪影響などだ。「美しい国」を作る成長戦略が、常道たるべき企業の利益成長によるものではなく、こうした深刻な副作用を伴うカジノに頼る成長戦略であることは、まことに、それこそ「博打」であるといわざるを得ない。</p> <p>カジノの経済効果についても、一定の観光客の増加はあり得る一方で、それはそのカジノ関連産業や、その周辺産業にしか恩恵をもたらさず、鳥取県民やその他国民にも、なんら好影響をもたらさない。東アジアではカジノが乱立し、市場が飽和状態にあるとの厳しい見方がある。</p> <p>刑法第185条には、「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」との定めがある。賭博や富くじは、偶然の事情によって決定される勝敗に、財物を賭けて勝負することをいい、まさに、刑法で禁じられる、一攫千金を狙うギャンブルである（大判大3・10・7刑録）</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	不採択 (2. 3.24)

**本会議(R2. 3. 24)委員長報告
会議録暫定版**

現在、鳥取県内の地方自治体において統合型リゾート施設を誘致する予定や検討の動きは見受けられないこと。

また、統合型リゾート施設整備に関する基本方針は、政府内においても再検討中であり、未だ策定されていないこと。

ギャンブル依存症対策については、国において、一昨年、平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、昨年、平成31年4月にはギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画が閣議決定されるなど既に推進をされており、本県においても、従来から依存症対策の重要な柱の一つとして、ギャンブル依存症対策を講じていることから、不採択と決定をいたしました。

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>20・1816)。これが社会に蔓延する場合、国民の射幸心が助長され、怠惰浪費の弊風が生まれる可能性があり、勤労の美風が損なわれる。これが、本法における保護法益であり、賭博や富くじが、個人の財産の任意的処分であっても、これを犯罪として処罰する必要があると解されている（最大判昭25・11・22刑集4・11・2380ほか）。</p> <p>賭博場の開帳とは、自らが主宰者となって、その支配のもとで、賭博をさせる場所を開設する行為であり（大判昭7・4・12刑集11・367）、これを国が主宰者となって行うことは、国が、刑法上の構成要件該当行為を積極的に行うものである。</p> <p>国には、種々の公営競技（競馬等）や宝くじなどがあるが、これらは施行時間などが法定され、自治体や国が主宰者となって、管理してきた。その収益は、公益事業に用いられるなどしてきた。これを民間に委託すると、不正の温床になりかねない。</p> <p>厚生労働省の調査によれば、日本国内のギャンブル依存者（病的賭博者）は560万人いると推計されている。人口の約5%で、とりわけ成人男性の割合が約9.6%。生活保護費を使ってしまったり、そのために借金をすること、ヤミ金に手を出すことなどの問題が指摘されている。</p> <p>依存症対策や、これら法律上の問題をクリアすることなく、法律を通してしまったことは拙速であると断じなければならない。カジノ施設については、依存症患者を生むことが懸念され、治安悪化も懸念され、不正の温床ともなり得る。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対して、統合型リゾート施設、とりわけカジノ施設整備方針の撤回及びギャンブル依存症対策（カウンセリングの窓口設置や治療など）の推進を求める意見書を提出すること。</p>	
--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情